別表第四金融商品取引法の項中「第百三十九条の四第九項」を「第百三十九条の四第十項」に改め、同表投資信託及び投資法人に関する法律の項中「第九十二条第四項」を「第八十一条の二第二項において準用する同法第百八十二条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第百八十二条の六第三項（第一号に係る部分に限る。）、第九十二条第四項」に改め、同表保険業法の項中「第五十三条の二十八第六項」を「第五十三条の二十三の二第六項において準用する同法第三百九十九条の十一第二項（第一号に係る部分に限り、同条第三項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二十八第六項」に、「第九十六条の九第四項」を「第九十六条の九第五項」に、「第八百十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）」を「第八百十一条第三項（第一号に係る部分に限り、同条第四項において準用する場合を含む。）」に改め、同表資産の流動化に関する法律の項中「第六十三条第三項」を「第三十八条及び第五十条第一項において準用する同法第百八十二条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第百八十二条の六第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条第三項」に改める。

別表第五金融商品取引法の項中「第百三十九条の四第九項」を「第百三十九条の四第十項」に改め、同表投資信託及び投資法人に関する法律の項中「及び第三項」の下に「、第八十一条の二第二項において準用する同法第百八十二条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第百八十二条の六第三項（第二号に係る部分に限る。）」を加え、同表保険業法の項中「第九十六条の九第四項」を「第九十六条の九第五項」に改め、同表資産の流動化に関する法律の項中「第二百七条第六項」の下に「、第三十八条及び第五十条第一項において準用する同法第百八十二条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）及び第百八十二条の六第三項（第二号に係る部分に限る。）」を加える。

第二十六条　保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二十五条及び第二十七条第一項中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

（特定目的会社の計算に関する規則の一部改正）

第二十七条　特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「支払われた」を「支払われた金銭又は給付された金銭以外の財産の」に改め、同項第一号及び第二号中「の全部又は一部」を削り、同項に次の一号を加える。

三　法第三十六条第五項において準用する会社法第二百十三条の二第一項各号に掲げる場合において同項の規定により当該各号に定める行為をする義務

第十一条第二項中「同号の」を「同項の」に改め、「の全部又は一部」を削る。

第六十二条中「特定目的会社の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）」を「次に掲げる事項」に改め、同条に次の各号を加える。

一　当該特定目的会社の状況に関する重要な事項（計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）

二　当該特定目的会社とその支配社員との間の取引（当該特定目的会社と第三者との間の取引で当該特定目的会社とその支配社員との間の利益が相反するものを含む。）であって、当該特定目的会社の当該事業年度に係る注記表において第五十八条第一項に規定する注記を要するもの（同項ただし書の規定により同項第四号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を省略するものを除く。）があるときは、当該取引に係る次に掲げる事項

イ　当該取引をするに当たり当該特定目的会社の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）

ロ　当該取引が当該特定目的会社の利益を害さないかどうかについての当該特定目的会社の取締役の判断及びその理由

第六十八条第二号中「の額」の下に「及び当該報酬等について監査役が法第九十三条において準用する会社法第三百九十九条第一項の同意をした理由」を加える。

第六十九条第五項に次の一号を加える。

四　当該特定目的会社とその支配社員との間の取引（当該特定目的会社と第三者との間の取引で当該特定目的会社とその支配社員との間の利益が相反するものを含む。）であって、当該特定目的会社の当該事業年度に係る注記表において第五十八条第一項に規定する注記を要するもの（同項ただし書の規定により同項第四号から第六号まで及び第八号に掲げる事項を省略するものに限る。）があるときは、当該取引に係る第六十二条第二号イ及びロに掲げる事項

第七十条第四項中「及び事業報告」を「又は事業報告」に改め、「ものに限る」の下に「。第八項において同じ」を加え、同項第一号を次のように改める。

一　第六十四条第一項第四号、第五号、第七号及び第十号並びに第六十五条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項

第七十条に次の一項を加える。

8　第四項の規定は、提供計算書類等に表示すべき事項のうち注記表に係るもの若しくは事業報告に表示すべき事項以外のものに係る情報又は同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第八十五条第一項中「すべき各清算事務年度（同項に規定する各清算事務年度をいう。以下この編において同じ。）に係る」を「すべき」に、「、各清算事務年度」を「、各清算事務年度（同項に規定する各清算事務年度をいう。以下この編において同じ。）」に改め、同条第三項中「各清算事務年度に係る」を削り、「、その」を「その」に改める。

第八十六条第一項中「各清算事務年度に係る」を削り、同条第二項中「、その」を「その」に改める。

（特定目的会社の監査に関する規則の一部改正）

第二十八条　特定目的会社の監査に関する規則（平成十八年内閣府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　特定目的会社の計算に関する規則第六十二条第二号に規定する事項が事業報告の内容となっているとき又は同令第六十九条第五項第四号に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているときは、当該事項についての意見

（投資法人の計算に関する規則の一部改正）

第二十九条　投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「法第八十四条第一項において準用する会社法第二百十二条第一項第一号に掲げる場合において同項の規定により同号に定める額の全部又は一部を支払う」を「次に掲げる」に、「支払われた」を「支払われた金銭の」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第八十四条第一項において準用する会社法第二百十二条第一項第一号に掲げる場合において同項の規定により同号に定める額を支払う義務

二　法第八十四条第四項において準用する会社法第二百十三条の二第一項第一号に掲げる場合において同項の規定により同号に規定する支払をする義務

三　新投資口予約権を行使した新投資口予約権者であって法第八十八条の十七第三項において準用する会社法第二百八十六条の二第一項第二号に掲げる者に該当するものが同項の規定により同号に規定する支払をする義務